

昭和五十七年六月二十九日受領  
答 弁 第 一 六 号

(質問の 一六)

内閣衆質九六第一六号

昭和五十七年六月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小沢和秋君提出福岡県等の麦の穂発芽等の損害に対する救済に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢和秋君提出福岡県等の麦の穂発芽等の損害に対する救済に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十七年五月二十九日から六月二日まで九州地方の北部で降雨があり、収穫期にあつた小麦及び二条大麦に穂発芽等が発生した。関係県からの報告によると、被害面積は約三万三千ヘクタールである。

二について

九州地方の北部における麦の穂発芽等の被害については現在農業共済団体において損害評価を進めている段階にあるが、その損害評価について、穂発芽等の被害粒を控除してこれに見合う量を減収量とするいわゆる特例措置を講じることについては、今般の被害の実情を勘案しな

がら慎重に検討してまいりたい。

三について

本年産等外上麦の取扱いについては、その発生状況の把握を待ち、生産、需要、流通にわたる各般の事情に配慮しながら、検討してまいりたい。規格外麦については、政府買入れを行うことは困難である。

右答弁する。